平成２９年（フ）第１５２９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎208番地４
債務者　竹内　浩明
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３９号
埼玉県さいたま市中央区上峰３丁目３番12号小川ビル302号
債務者　渡部　桃子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０１号
埼玉県白岡市下野田951番地３
債務者　池田カオル
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６１号
埼玉県川口市安行領根岸512―12、住民票上の住所埼玉県川口市上青木６丁目31番３号
債務者　瀧澤かつみ
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７０号
さいたま市緑区大字中尾425番地　エステートピア小川101号室
債務者　榎本　　裕
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７１号
さいたま市緑区大字中尾425番地　エステートピア小川101号室
債務者　榎本　幸恵
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１５号
埼玉県戸田市大字新曽1180番地　エレガンス松原203号室
債務者　新谷　金司
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７８号
埼玉県幸手市東３丁目７番17号
債務者　加藤　修央
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９４号
埼玉県草加市八幡町1033番地１
債務者　宮地　雅世
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９５号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目４番４号　サンハイムⅠ―102号、旧住所埼玉県草加市氷川町138番地１　小林方
債務者　宇川　恭代
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７２２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2007番地15セントラルコーポ６号棟101号室
債務者　和田　　一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１４６号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番２棟305号
債務者　長谷川正子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５０号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番３棟502号
債務者　稲葉　雅幸
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７８号
千葉県船橋市三山５丁目14番２棟202号
債務者　鈴木千代美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９６号
千葉市若葉区都賀５丁目１番６号　アネックスイースト103号
債務者　岩月　春雄
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０２号
千葉市緑区おゆみ野南３丁目25番地２　ハイツおゆみ野102号
債務者　櫻田　裕茂
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０４号
千葉県船橋市海神４丁目２番13―102号
債務者　中山　博幸
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係